

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の内容	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 主な内容としては、 1. 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者（第3号被保険者を除く）資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 2. 免除業務 （1）国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （2）国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。 3. 給付業務 （1）国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 （2）国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （3）特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 （4）年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1. 被保険者住基報告：被保険者の住所、氏名変更や死亡に関する情報を報告する。 2. 被保険者資格報告：被保険者の資格取得・喪失届を報告する。 3. 保険料届出報告：付加や任意加入の届けの報告、免除等申請者、配偶者および世帯主の所得を報告する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 ： 団体内宛名番号が未登録の個人について、既存住基システムでの転入・出生等の事由により、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 ： 宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 ： 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 ： 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （ 統合宛名システム、健康管理システム、生活保護システム等 ）
システム3	
①システムの名称	ねんきんネット
②システムの機能	・日本年金機構の保有する年金記録の参照・検索
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 （ [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の46、116、128の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金システム

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市内の国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)、受給権者の一部及び保険料免除等の審査対象者 ※一部、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。	
	その必要性	資格適用、保険料免除等申請、裁定請求書審査などの国民年金に関する事務を行うため住所、氏名、世帯構成、所得状況などを把握するため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・5情報、その他住民票関係情報:対象者の住所・世帯情報を把握するため ・連絡先(電話番号等):対象者が特定できなかった場合の連絡先が必要となるため ・地方税関係情報:保険料免除等の審査及び各種給付の審査の為の情報日本年金機構へ報告するため ・年金関係情報:必要な届出を正確に判断するため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	松阪市役所健康福祉部保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課 市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (ねんきんネット)
③使用目的 ※		国民年金の適用、免除、給付業務、その他法定受託事務及び協力連携事務の実施
④使用の主体	使用部署	松阪市健康福祉部保険年金課、嬉野振興局、三雲振興局、飯南振興局、飯高振興局
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 国民年金の適用関係届出の受付等に関する事務 ・国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出を受付し、日本年金機構に報告する。 2. 国民年金保険料の免除等に関する事務 ・国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受付し、必要な世帯及び住民税情報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の法定免除該当・消滅届を受付し、必要な生活保護情報を添付して日本年金機構に報告する。 ・国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な世帯及び住民税情報を日本年金機構に提供する。 3. 年金である給付及び一時金の支給に関する事務 ・年金である給付及び一時金の支給の届出を受付し、日本年金機構に報告する。 ・障害基礎年金の支給に必要な住民税情報を日本年金機構に報告する。 4. 特別障害給付金に関する事務 ・特別障害給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な住民税情報を日本年金機構に報告する。 5. 年金生活者支援給付金に関する事務 ・年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な世帯及び住民税情報を日本年金機構に報告する。
	情報の突合	・適用関係届出を受けて年金関係情報と住民票関係情報を突合し、届出事項の確認を行う。 ・免除・納付猶予・学生納付特例申請及び法定免除届出を受けて、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合して世帯情報、住民税情報の確認を行う。 ・免除勧奨及び継続免除審査に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合して日本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。 ・年金の給付、一時金の支給、特別障害給付金の支給及び年金生活者支援給付金の支給に関して、年金関係情報と住民票関係情報、地方税関係情報を突合し、届出事項の確認及び日本年金機構に提供する世帯情報及び住民税情報データを作成する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	住民情報システム保守業務委託
-------	----------------

①委託内容	国民年金システムの運用・保守事業、法制度改正に伴う改修作業
-------	-------------------------------

②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	----------------	---

③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター
-------	-----------------

再	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない

委託	⑤再委託の許諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16~20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ 1 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣（日本年金機構）	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の31・83・95の項 ・国民年金法第3条、12条、108条 ・国民年金法施行規則第1条、9条 等 ・特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律第29条 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条	
②提供先における用途	・国民年金第1号及び任意加入被保険者に関する住民票異動情報の確認、記録 ・保険料免除、裁定請求の審査、決定 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	
③提供する情報	・適用、免除、給付業務において受付等した各種情報 ・住民基本台帳情報 ・住民税情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・松阪市内の国民年金被保険者（第3号被保険者を除く）、受給権者の一部及び保険料免除等の審査対象者 ※一部、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 ・松阪市内の特別障害給付金受給者 ・松阪市内の年金生活者支援給付金支給候補者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☒ 専用線 ☒ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度	随時 （特別障害給付金の支給に関する事務と年金生活者支援給付金の支給に関する事務については原則年次にて提供）	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	環境生活部戸籍住民課	
①法令上の根拠	住基法第7条	
②移転先における用途	住民票に記載（記録）するため	
③移転する情報	基礎年金番号、国民年金資格取得喪失年月日、資格種別	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された本市住民である国民年金第1号被保険者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	

⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【保管】

1. 本市における措置

(1) 本市庁舎における措置

- ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバに保管されている。また、シンクライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。
- ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である
- ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。

(2) ガバメントクラウドにおける措置

- ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

- (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

【消去】

1. 本市における措置

(1) 本市庁舎における措置

- ① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
- ② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。

廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。

(2) ガバメントクラウドにおける措置

- ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。
- (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- (3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民年金ファイル

1. 国民年金

(1) 資格記録

1 基礎年金番号 2 宛名番号 3 届出年月日 4 異動年月日 5 異動事由コード 6 年金種別コード 7 理由コード
8 異動情報 9 旧基礎年金番号 10 更新日時

(2) 申請免除記録

1 年度 2 受付番号 3 受付免除種別区分 4 審査希望免除区分 5 受付進捗年月日 6 受付処理年月日
7 継続審査希望区分 8 進達進捗年月日 9 進達処理年月日 10 承認・却下進捗年月日 11 承認・却下処理年月日
12 認可種別 13 承認免除種別コード 14 却下理由コード 15 却下理由 16 免除開始日 17 免除終了日 18 備考
19 更新日時

(3) 受給記録

1 受給年金番号 2 老齢福祉区分 3 受給年金種別コード 4 受給資格コード 5 年金区分
6 受給年金種類コード 7 受給区分 8 新旧区分 9 裁定請求年月日 10 裁定年月日
11 支給状況コード 12 公受区分 13 支給開始月 14 支給停止区分コード 15 支給停止年月日
16 証書交付年月日 17 支払区分コード 18 受給備考
19 障害年金支給_等級区分 20 障害年金支給_認定区分 21 障害年金支給_認定年数
22 障害年金支給_病名コード 23 障害年金支給_診断書有無区分 24 障害年金支給_子加算児童人数
25 未支給年金_請求日 26 未支給年金_請求者氏名(漢字) 27 未支給年金_請求者氏名(漢字)
28 未支給年金_死亡者との続柄 29 未支給年金_請求者住所 30 未支給年金_進達日 31 未支給年金_決定日
32 未支給年金_支払開始年月
33 加算児童_宛名番号 34 加算児童_氏名(漢字) 35 加算児童_氏名(カナ) 36 加算児童_生年月日
37 加算児童_障害有無 38 加算児童_備考
39 控除対象配偶者_宛名番号 40 控除対象配偶者_氏名(漢字) 41 控除対象配偶者_氏名(カナ)
42 控除対象配偶者_生年月日 43 控除対象配偶者_性別区分 44 控除対象配偶者_続柄コード
45 控除対象配偶者_宛名異動事由コード 46 控除対象配偶者_住所
47 扶養義務書_宛名番号 48 扶養義務書_氏名(漢字) 49 扶養義務書_氏名(カナ)
50 扶養義務書_生年月日 51 扶養義務書_性別区分 52 扶養義務書_続柄コード
53 扶養義務書_宛名異動事由コード 54 扶養義務書_住所 55 更新日時

(4) 2号記録

1 加入年月日 2 加入理由 3 脱退年月日 4 備考 5 更新日時

(5) 口座記録

1 金融機関コード 2 支店コード 3 預金種別コード 4 口座番号 5 口座名義人(カナ) 6 口座名義人(漢字)
7 振替開始年日 8 振替終了年日 9 備考 10 更新日時

(6) 付随情報記録

1 年金手帳交付年月日 2 年金手帳交付区分 3 納付書発行日 4 沖縄特例コード 5 年金基金加入区分
6 生活保護区分 7 学生区分 8 無年金コード 9 本人他年金制度 10 本人他年金記号番号 11 本人他年金名称(カナ)
12 受給区分コード 13 受給記号番号 14 受給開始日付 15 受給失権日付 16 配偶者他年金制度
17 配偶者他年金記号番号等 18 配偶者他年金宛名番号 19 配偶者他年金氏名(カナ) 20 配偶者他年金生年月日
21 更新日時

(7) 還付記録

1 開始月 2 月数 3 還付区分 4 更新日時

(8) 充当記録

1 開始月 2 月数 3 充当区分 4 更新日時

(9) 納付記録

1 開始月 2 月数 3 納付区分 4 更新日時

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・松阪市民からの届出・申請等による情報の入手にあたっては、窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認及び必要な情報のみを記載する様式での取扱いとしており、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報の入手を防止している。 ・日本年金機構からの情報の入手にあたっては、対象者の必要情報に限定されているため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報の入手することはできない。 ・国民年金システム及び宛名システム、電子記録媒体による情報の入手にあたっては、予め定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはできない。 ・業務主管課から入手する情報は、1件ごとに氏名・住所等を確認の上、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手しないように精査している。 ・ねんきんネットによる情報の入手にあたっては、個人番号・年金番号及び基本5情報を組み合わせた検索方法及び、予め定められた情報のみの照会に限定されるため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
リスク: 必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容: 国民年金システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムへアクセスできるユーザーの制限 ・システムの操作履歴の記録 ・情報セキュリティ研修等を通じて、目的外利用の禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、指静脈による認証を行っている。
その他の措置の内容	静脈認証後は、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行いない対策を行っている。 ネットワークを論理分割し、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止 ・厳重な保管 ・再委託の禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・セキュリティ事故発生時の報告 ・契約終了後の返還、廃棄、消去	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において国民年金システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・日本年金機構への情報の提供に関しては複数職員による確認をしている。 ・庁内組織間での紙での情報提供については、提供の際に複数職員による確認をしている。	
その他の措置の内容	日本年金機構への情報の提供に関して、端末から紙媒体及び電子媒体への情報の出力は特定の端末に限定している。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	・国民年金システムの端末は、シンクライアントであり、仮に盗難にあった場合も特定個人情報へのアクセスは出来ない仕組みを構築している。 ・端末の画面について、一定時間においてスクリーンセーバーの起動設定を施している。 ・各端末においてUSBポートの使用禁止設定がされており、データを外部媒体に移転する必要がある場合にのみ使用を許可している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【保管場所】 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・交付要求等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ① ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。 <中間サーバープラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・交付要求等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 00598-53-4044 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	・問い合わせの受付票を用意し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	6. 評価実施機関における担当 部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保険年金課長 中川 幸美	事後	事前通知事項に該当しない 所属長の変更
平成31年4月1日	I 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	I 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中川 幸美	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部 署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	II 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	IV 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡 先	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	IV 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡 先	FAX 0598-26-9130	FAX 0598-26-9113	事後	
平成31年4月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	2015/7/8	2019/4/1	事後	

令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	【保管】 ・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	重要な変更にあたらない 既存システムの委託先 の変更
令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	2019/4/1	2022/2/10	事後	
令和6年12月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31、83、95の項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の46、116、128の項	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の31・83・95の項 ・国民年金法第3条、12条、108条 ・国民年金法施行規則第1条、9条 等 ・特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律第29条 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条	・番号法第9条第1項 別表の31・83・95の項 ・国民年金法第3条、12条、108条 ・国民年金法施行規則第1条、9条 等 ・特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律第29条 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条	事前	

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室（入退室管理あり）内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 1. 本市における措置 (1) 本市庁舎における措置 ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室（入退室管理あり）内に設置されたサーバに保管されている。また、シンクライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。 ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【消去】 1. 本市における措置 (1) 本市庁舎における措置 ① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
------------------	--	---	---	-----------	--

令和6年12月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【保管】 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・保管用サーバーにはウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・保管用サーバーにはOSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・保管用サーバーはファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・届出書等の書類については、施錠ができる倉庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書等の紙資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管場所】 ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・交付要求等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。 ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・交付要求等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
------------------	---	--	--	-----------	--

令和6年12月2日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1.各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2.新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3.毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4.情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
令和6年12月2日	Ⅴ 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	2022/2/10	2024/12/1	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事前	

令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和7年8月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	4情報	5情報	事前	

令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作により実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	
----------	--	--	--	----	--

令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事前	
令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	